

平成26年6月27日

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地

株式
会社 **ノサワ**

代表取締役社長 野澤俊也

第154回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第154回定時株主総会において、次のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第154期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第154期連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき7円と決定いたしました。

第2号議案 取締役1名選任の件

本件は原案どおり新たに西岡誠司氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

本件は原案どおり承認可決され、原則平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで継続されることに決定いたしました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

本総会の決議により、第154期の期末配当金は1株につき7円をお支払いすることになりました。

つきましては、同封の「期末配当金領収証」によりお受け取りください。

また、銀行預金口座等への振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

なお、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

単元未満株式の買取り請求のご案内

当社は1,000株を1単元とする単元株制度を採用しており、単元未満株式(1~999株)については、証券会社等を通じての売買ができません。単元未満株式をご所有されている株主様は、下記の方法によって単元未満株式を整理することができます。

<買取り請求> (例) 50株ご所有の場合：当社が50株を買取り、株主様は売却代金をお受け取りいただけます。

お手続の詳細につきましては、口座を開設されている証券会社等へお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取扱いできません。

特別口座に記録された株式につきましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行にお問合せください。特別口座の口座管理機関のお問合せは以下のとおりです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777 (通話料無料) 受付時間 土日祝日除く 9:00~17:00
--

このご案内は、単元未満株式の買取り請求を強制するものではありません。

請求に際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、本状を受け取られる前にすでに請求されている場合は、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

以上